

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）
 （平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>④・⑤ （略）</p> <p>4 運営に関する基準 (1)～(17) （略） (18) 準用</p> <p>基準第 88 条の規定により、基準第 3 条の 7 から第 3 条の 11 まで、第 3 条の 18、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 36 まで、第 3 条の 38、第 3 条の 39、第 28 条、第 30 条、第 33 条及び第 34 条までの規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 4 の(1)から(5)まで、(11)、(13)、(17)、(23) から(25) まで、(27) 及び(28) 並びに第 3 の二の二の 3 の(4)、(6)、(8)及び(9)を参照されたい。</p> <p>この場合において、準用される基準第 34 条の規定について、指定小規模多機能型居宅介護事業所は、1 年に 1 回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意すること。<u>また、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1 年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととする</u>とともに、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。</p> <p>イ～ホ （略）</p> <p>五 認知症対応型共同生活介護 1・2 （略）</p> <p>3 設備に関する基準（基準第 93 条） (1) （略） (2) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>基準第 93 条第 2 項に定める「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。</p> <p>なお、指定認知症対応型共同生活介護事業所については、原則として、全ての事業所でスプリンクラー設備の設置が義務づけられているので、留意されたい。</p> <p>(3)～(6) （略）</p> <p>4 運営に関する基準 (1)～(3) （略） (4) 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針 ①～③ （略） ④ <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（第 7 項第 1 号）</u> <u>同条第 7 項第 1 号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身</u></p>	<p>④・⑤ （略）</p> <p>4 運営に関する基準 (1)～(17) （略） (18) 準用</p> <p>基準第 88 条の規定により、基準第 3 条の 7 から第 3 条の 11 まで、第 3 条の 18、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 36 まで、第 3 条の 38、第 3 条の 39、第 28 条、第 30 条、第 33 条及び第 34 条までの規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 4 の(1)から(5)まで、(11)、(13)、(17)、(23) から(25) まで、(27) 及び(28) 並びに第 3 の二の二の 3 の(4)、(6)、(8)及び(9)を参照されたい。</p> <p>この場合において、準用される基準第 34 条の規定について、指定小規模多機能型居宅介護事業所は、1 年に 1 回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意すること。</p> <p>イ～ホ （略）</p> <p>五 認知症対応型共同生活介護 1・2 （略）</p> <p>3 設備に関する基準（基準第 93 条） (1) （略） (2) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>基準第 93 条第 2 項に定める「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。</p> <p>なお、指定認知症対応型共同生活介護事業所については、<u>平成 27 年 4 月から、改正後の消防法施行令が施行され、原則として、全ての事業所でスプリンクラー設備の設置が義務づけられる</u>ので、留意されたい。</p> <p>(3)～(6) （略）</p> <p>4 運営に関する基準 (1)～(3) （略） (4) 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針 ①～③ （略） (新設)</p>

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）
 （平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p><u>体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられる。また、運営推進会議と一体的に設置・運営することも差し支えない。</u></p> <p><u>指定認知症対応型共同生活介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</u></p> <p><u>具体的には、次のようなことを想定している。</u></p> <p><u>イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。</u></p> <p><u>ロ 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。</u></p> <p><u>ハ 身体的拘束適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。</u></p> <p><u>ニ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</u></p> <p><u>ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</u></p> <p><u>ヘ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</u></p> <p>⑤ <u>身体的拘束等の適正化のための指針（第7項第2号）</u> <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</u></p> <p><u>イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方</u></p> <p><u>ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</u></p> <p><u>ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</u></p> <p><u>ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針</u></p> <p><u>ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針</u></p> <p><u>ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</u></p> <p><u>ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</u></p> <p>⑥ <u>身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修（第7項第3号）</u> <u>介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。</u></p> <p><u>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するととも</u></p>	

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（抄）
 （平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p><u>に、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</u> <u>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えない。</u></p> <p>⑦ （略） (5)～(11) （略） (12) 準用</p> <p>基準第 108 条の規定により、基準第 3 条の 7、第 3 条の 8、第 3 条の 10、第 3 条の 11、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 34 まで、第 3 条の 36、第 3 条の 38、第 3 条の 39、第 28 条、第 33 条、第 34 条第 1 項から第 4 項まで、第 80 条、第 82 条の 2 及び第 84 条までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業に準用されるものであるため、第 3 の一の 4 の(1)、(2)、(4)、(5)、(13)、(17)、(23)、(25)、(27)及び(28)、第 3 の二の二の 3 の(4)、(8)及び(9)の①から④まで並びに第 3 の四の 4 の(11)、(14)及び(16)を参照されたい。<u>この場合において、準用される基準第 34 条第 1 項の規定について、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1 年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととする。</u></p> <p>六 地域密着型特定施設入居者生活介護 1 人員に関する基準 (1) 生活相談員（基準第 110 条第 7 項） サテライト型特定施設（本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。また、本体施設とは、サテライト型特定施設と同じ法人により設置され、当該施設に対する支援機能を有する介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>又は病院若しくは診療所をいう。この場合において、本体施設と密接な連携を確保する具体的な要件は、本体施設とサテライト型特定施設は、自動車等による移動に要する時間がおおむね 20 分以内の近距離であることをいう。以下、この号において同じ。）の生活相談員については、本体施設（介護老人保健施設に限る。）の支援相談員によるサービス提供が、当該本体施設の入所者及びサテライト型特定施設の入居者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(2)・(3) （略） (4) 機能訓練指導員（基準第 110 条第 5 項及び第 7 項） 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、<u>あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者</u>（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、<u>柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。</u>）とする。</p>	<p>④ （略） (5)～(11) （略） (12) 準用</p> <p>基準第 108 条の規定により、基準第 3 条の 7、第 3 条の 8、第 3 条の 10、第 3 条の 11、第 3 条の 20、第 3 条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 34 まで、第 3 条の 36、第 3 条の 38、第 3 条の 39、第 28 条、第 33 条、第 34 条第 1 項から第 4 項まで、第 80 条、第 82 条の 2 及び第 84 条までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業に準用されるものであるため、第 3 の一の 4 の(1)、(2)、(4)、(5)、(13)、(17)、(23)、(25)、(27)及び(28)、第 3 の二の二の 3 の(4)、(8)及び(9)の①から④まで並びに第 3 の四の 4 の(11)、(14)及び(16)を参照されたい。</p> <p>六 地域密着型特定施設入居者生活介護 1 人員に関する基準 (1) 生活相談員（基準第 110 条第 7 項） サテライト型特定施設（本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。また、本体施設とは、サテライト型特定施設と同じ法人により設置され、当該施設に対する支援機能を有する介護老人保健施設又は病院若しくは診療所をいう。この場合において、本体施設と密接な連携を確保する具体的な要件は、本体施設とサテライト型特定施設は、自動車等による移動に要する時間がおおむね 20 分以内の近距離であることをいう。以下、この号において同じ。）の生活相談員については、本体施設（介護老人保健施設に限る。）の支援相談員によるサービス提供が、当該本体施設の入所者及びサテライト型特定施設の入居者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(2)・(3) （略） (4) 機能訓練指導員（基準第 110 条第 5 項及び第 7 項） 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師<u>又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。</u> また、サテライト型特定施設の機能訓練指導員については、本体施設（診療所を除く。）の理学療法士又は作業療法士によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型特定施設の入居者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>